各務原都市計画地区計画の決定(各務原市決定)

各務原都市計画 各務原地区 地区計画を次のように決定する。

	名 称	各務原地区地区計画
	/4 FF	各務原市鵜沼各務原町4丁目・5丁目の一部、羽場町1
	位置	丁目・3丁目の一部、おがせ町9丁目の一部、各務山の 前町4丁目の一部
	面積	約35.2ha
区域の整備・	地区計画の目標	当地区は、東、西両側を住居系用途の既存市街地に隣接した国道21号線の沿道地区であり、近年店舗、事務所等の立地が著しく市街化が進行している。また、当市北部の交通処理を担う都市計画道路岐阜犬山線が国道21号線と結節する広域交通の要となる区域である。当地区は、幹線沿いに沿道型商業施設を、その他は住居系施設の配置を誘導するものとし、市街化の進展に合わせた地区施設及び建築物に関する計画を定め、住・商施設が混在しないよう開発行為や建築行為を適切に誘導して、調和のとれた市街地の形成を図ることを目標とする。
開発		
及び保全の方針	土地利用の 方針	幹線沿いには、商業施設を中心とした大型街区を構成 し、その他は住居系街区としての土地利用を促進する。
	地区施設の 整備の方針	地区施設については、現道を中心とした補助幹線道路 ・区画道路を適正に配置する。
	建築物等の 整備の方針	幹線沿いには、今後とも商業施設が立地することが予想されるため、宅地を細分化せず大型街区で土地利用を図る。その他は、日照等のスペース等が確保された低密な住宅市街地が形成されるよう誘導する。